

愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱

令和4年5月

愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱

目次

	頁
第 1 目 的	1
第 2 監視及び測定点	1
第 3 測定方法	1
第 4 気象状況の把握	1
第 5 予報の発令	1
第 6 注意報等の発令	1
第 7 関係行政機関への協力要請	2
第 8 予報発令時の措置	2
第 9 注意報発令時の措置	2
第 10 警報発令時の措置	2
第 11 重大警報発令時の措置	2
第 12 予報及び注意報等の解除	3
第 13 一般への周知	3
第 14 被害通報に対する措置	3
第 15 適 用	3

愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱

第1 目的

この要綱は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第23条及び県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）第92条の規定のうち、オキシダントに係る緊急時における知事の措置（以下「緊急時の措置」という。）に関し、県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するため必要な事項を定めるものとする。

第2 監視及び測定点

緊急時の措置を行うための大気汚染状況の監視は、大気汚染防止法第22条第1項に基づく大気汚染状況の常時監視のため、知事、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長及び同法第252条の22第1項の中核市の長が測定する測定結果に基づいて行う。ただし、やむを得ない事情があるときは、移動測定車その他の方法による測定結果に基づいて行うことができる。

第3 測定方法

- 1 光化学スモッグの測定は、大気中におけるオキシダント濃度を測定することにより行う。
- 2 オキシダント濃度の測定は、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）第18条第1項第5号に規定する方法のうち日本産業規格B7957に定める濃度の中性磷酸塩緩衝沃化カリウム溶液を用いた吸光光度法によるオキシダント測定器であって、日本産業規格B7957に定める方法により行うもの、又は紫外線吸収法若しくはエチレンを用いた化学発光法によるオゾン測定器により行うものとする。

第4 気象状況の把握

緊急時の措置に関し必要な気象情報は、測定点及び名古屋地方気象台から収集するものとする。

第5 予報の発令

測定点におけるオキシダント濃度の1時間値（以下、「測定値」という。）が0.08ppm以上となり、かつ、気象状況からみて第6に規定する状態が発生することが予想されるときは、光化学スモッグ予報（以下「予報」という。）を必要な区域に発令するものとする。

第6 注意報等の発令

- 1 測定値が次の各号のいずれかに該当する濃度となり、かつ、気象状況からみてその状態が継続すると認められるときは、光化学スモッグ注意報（以下「注意報」という。）、光化学スモッグ警報（以下「警報」という。）又は光化学スモッグ重大警報（以下「重大警報」という。）を発令するものとする。

- (1) 注意報；0.12ppm 以上になった場合
- (2) 警報；0.24ppm 以上になった場合
- (3) 重大警報；0.40ppm 以上になった場合

2 注意報、警報又は重大警報（以下「注意報等」という。）の発令は、地域の特性等によって愛知県光化学スモッグ緊急時対策取扱要領（以下「要領」という。）に定める区域を限って発令することができる。

第7 関係行政機関への協力要請

予報及び注意報等を発令したときは、直ちに別表1に定める関係行政機関へ通報し、必要な協力を要請するものとする。

第8 予報発令時の措置

- 1 予報を発令したときは、要領に定める光化学スモッグ緊急時協力工場のうち、発令区域に関連する工場（以下「関連工場」という。）に対し、ばい煙の排出量の減少について協力を求めるものとする。
- 2 予報を発令したときは、自動車を使用する者に対し、発令区域内における自動車の運行を自主的に制限するよう協力を求めるものとする。
- 3 予報を発令したときは、大気汚染防止法第2条第5項に定める揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）排出施設を発令区域内に有する者（以下「VOC 排出者」という。）に対し、VOCの管理の徹底、排出量又は飛散量の削減について自主的な協力を求めるものとする。

第9 注意報発令時の措置

- 1 注意報を発令したときは、関連工場に対し、ばい煙の排出量を20パーセント程度削減するよう勧告するとともに、その他のばい煙排出者に対しては、ばい煙の排出量の自主的制限について協力を求めるものとする。
- 2 注意報を発令したときは、自動車を使用する者に対し、予報発令時と同様の措置を講ずるものとする。
- 3 注意報を発令したときは、VOC 排出者に対し、予報発令時と同様の措置を講ずるものとする。

第10 警報発令時の措置

- 1 警報を発令したときは、関連工場に対し、ばい煙排出量を30パーセント程度削減するよう勧告するとともに、その他のばい煙排出者に対しては、ばい煙の排出量の自主的制限について協力を求めるものとする。
- 2 警報を発令したときは、自動車の運行の規制について、愛知県警察本部長に連絡して、協力を求めるとともに、自動車を使用する者に対し、発令区域内における自動車の運行を自主的に制限するよう協力を求めるものとする。
- 3 警報を発令したときは、VOC 排出者に対し、予報発令時と同様の措置を講ずるものとする。

第11 重大警報発令時の措置

- 1 重大警報を発令したときは、関連工場に対し、ばい煙排出量を40パーセント程度削減し、その他必要な措置をとるべきことを命ずるとともにその他のばい煙排出者に対しては、ばい煙の排出量の自主的制限について協力を求めるものとする。
- 2 重大警報を発令したときは、自動車の運行の規制について、愛知県公安委員会に対し、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。
- 3 重大警報を発令したときは、VOC排出者に対し、予報発令時と同様の措置、その他必要な措置を取るよう要請するものとする。

第12 予報及び注意報等の解除

予報又は注意報等が発令された後において、大気汚染状況がその発令条件に該当しなくなったときは、当該予報又は注意報等を解除し、又は該当するものに切り替えるものとする。

第13 一般への周知

予報及び注意報等の発令並びに解除にあたっては、別表2に定める報道機関とあらかじめ協議した方法により一般に周知させるものとする。

第14 被害通報に対する措置

光化学スモッグによると思われる被害が発生した旨の通報を受けたときは、直ちにその実態を別に定める光化学スモッグ保健対策要領により、調査するものとする。

第15 適用

- 1 この要綱の適用地域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条に基づく都市計画区域内とする。
- 2 第5から第13までの規定（第12及び第13の解除にかかるものを除く。）は、日出時から日没時までにおいて適用する。

附 則

この要綱は、昭和49年5月30日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和52年4月27日から実施する。
- 2 オキシダント濃度の測定は、改正後の愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱第3にかかわらず、昭和53年4月1日まではなお従前の例によるものとし、この方法により測定された1時間値に0.8を乗じてオキシダントの1時間値を算出するものとする。

附 則

この要綱は、昭和54年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和59年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 3 月 10 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 7 月 15 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 24 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 19 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 16 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 27 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 2 日から実施する。

別表 1

関係行政機関

機 関 名	要 請 事 項
1 中部運輸局	(1) バス、トラック、タクシー等営業用自動車に対し、運行の自主的な協力を求める。
2 愛知県教育委員会	(1) 県立学校へ周知する。 (2) 児童、生徒等に光化学スモッグによると思われる被害が生じたときは、県と協力して実態を調査する。
3 愛知県警察本部	(1) 県民に対する広報活動を行う。 (2) 警察署、交番、駐在所等に予報、注意報等の看板を掲示する。 (3) 警察署等に住民から光化学スモッグによると思われる被害通報があった場合は、環境局環境政策部水大気環境課へ通報する。
4 名古屋市 豊橋市 岡崎市 豊田市 一宮市	(1) 住民に対する広報活動を行う。 (2) 市役所、保健所等に予報、注意報等の看板を掲示する。 (3) 光化学スモッグによると思われる被害通報があった場合は実態を調査する。 (4) 各市の教育委員会等へ通知する。
5 都市計画法第5条に基づく都市計画区域内の市町村 (4で掲げる市を除く)	(1) 住民に対する広報活動を行う。 (2) 市役所、公民館等に予報、注意報等の看板を掲示する。 (3) 光化学スモッグによるものと思われる被害通報があった場合は、県と協力して実態を調査する。 (4) 各市町村の教育委員会等へ通知する。

別表 2

報 道 機 関

報 道 機 関
中日新聞社
朝日新聞 名古屋本社
毎日新聞 中部本社
読売新聞 中部支社
日本経済新聞社 名古屋支社
中部経済新聞社
時事通信社 名古屋支社
共同通信社 名古屋支社
日刊工業新聞社 名古屋支社
岐阜新聞社 名古屋支社
東愛知新聞社
伊勢新聞社 名古屋支社
日本放送協会 名古屋放送局
CBCテレビ
東海テレビ放送
名古屋テレビ放送
中京テレビ放送
テレビ愛知